

マイナンバー法の施行に伴い、償却資産（固定資産税）の平成28年度申告分から番号確認・身元確認が必要です!!

マイナンバー法（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）の施行に伴い、償却資産（固定資産税）の平成28年度申告分から、申告書にマイナンバーを原則記載し、申告書の提出時に番号確認と身元確認を行うことが義務化されました。

そのため、申告書の提出時に以下の書類等が必ず必要になりますのでご注意ください。

※添付書類等の不足により申告手続きに時間がかかりますと、ご本人様はもちろん、他の申告者にも迷惑をかけることになります。
 小林市では、行政手続きの迅速化を図り、皆様の負担を減らすため「マイナンバーカード」の発行をおすすめしています。
 ぜひご協力をお願いいたします!!

1. 申告者本人が申告するとき（窓口・郵送）

次の①～⑤のいずれかと、ア～エのいずれかを提示してください。

※郵送による提出の場合は、写しを添付してください。

番号確認に必要な書類 (いずれか1つ)	身元確認に必要な書類 (いずれか1つ)
① マイナンバーカード ② 通知カード ③ 個人番号が記載された住民票の写し ④ 個人番号が記載された住民票記載事項証明書 ⑤ その他、個人番号、氏名、生年月日または住所が記載されているもの	ア マイナンバーカード（個人番号カード） イ 運転免許証、パスポート、各障がい者手帳、在留カードなどの顔写真、氏名、生年月日または住所が記載されているもの ウ 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書を2点以上 エ その他、氏名、生年月日または住所が記載されているもの

2. 申告者本人が申告するとき（eL TAX（エルタックス））

eL TAX（エルタックス）にて本人が申告される場合は、職権による番号確認および公的個人認証による電子署名（IDの取得）をもって身元確認に代えますので、書類等の添付は不要です。

番号確認に必要な書類	身元確認に必要な書類
不要	不要

3. 本人の代理人が申告するとき（窓口・郵送）

次のA～Cのいずれかと、ア～カのいずれか、①～⑤のいずれかを提示してください。

※郵送による提出の場合は、写しを添付してください。

代理権の確認 (いずれか1つ)	代理人の身元確認に必要な書類 (いずれか1つ)	本人の番号確認に必要な書類 (いずれか1つ)
【未成年の保護者、 成年後見人など】 A 戸籍謄本 B 資格証明書 【任意代理人】 C 委任状	ア 代理人のマイナンバーカード イ 代理人の運転免許証、パスポート、各障がい者手帳、在留カードなどの顔写真、氏名、生年月日または住所が記載されているもの ウ 代理人の健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書など2点以上 エ 税務資格証明書など 【代理人が法人のとき】 オ 代理人の登記事項証明書(写) カ 代理人と本人の関係を証明する書類(委任契約書の写など) (商号または名称、本店または主たる事務所の所在地が記載されているもの)	① 本人のマイナンバーカード ② 本人の通知カード ③ 本人の個人番号が記載された住民票の写し ④ 本人の個人番号が記載された住民票記載事項証明書 ⑤ その他、本人の個人番号、氏名、生年月日または住所が記載されているもの ※①～⑤のすべて写しで可

4. 本人の代理人が申告するとき（eLTAX（エルタックス））

eLTAX（エルタックス）にて代理人が申告される場合は、職権による本人の番号確認および代理人の公的個人認証による電子署名（IDの取得）をもって身元確認に代えますので、書類等の添付は不要です。

代理権の確認	代理人の身元確認に必要な書類	本人の番号確認に必要な書類
<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; width: 100px; margin: 0 auto;">不要</div> <p>※本人のIDを把握している事実をもって、確認に代えます。</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; width: 100px; margin: 0 auto;">不要</div>	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; width: 100px; margin: 0 auto;">不要</div>

【お問い合わせ】

〒886-8501 宮崎県小林市細野300番地

小林市役所 税務課 資産税グループ

電話：0984-23-0115（直通）

FAX：0984-25-1051

メール：k_zeimu@city.kobayashi.lg.jp